

# 福祉民生常任委員会会議録

平成24年3月29日

北 見 市 議 会

午後 2時58分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、各委員にご連絡しておりました案件に加えまして、保健福祉部より北見市一時預かり事業実施要綱の一部改正についてが追加となっておりますので、よろしくお願ひいたします。暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休 憩

---

午後 2時59分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、保健福祉部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(藤澤部長) それでは、私から保健福祉部所管の報告事項につきまして、その概要について補足説明をさせていただきます。

北見市立相内保育園及び北見市立南保育園の受託法人についてでございますが、北見市立相内保育園につきましては法人認可がございましたことから、また北見市立南保育園につきましては受託法人が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、追加報告させていただくことになりました北見市一時預かり事業実施要綱の一部改正についてでございますが、一時預かり事業の実態に合わせた保育料の改正を行うものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○(三樹課長) それでは、私からお手元に配付さ

せていただいております委員会資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料は1ページでございます。北見市立相内保育園及び北見市立南保育園の受託法人についてでございます。北見市立相内保育園であります。昨年12月12日の福祉民生常任委員会にて、保育園の運営を社会福祉法人あいの杜設立準備委員会に決定いたしましたことをご報告させていただきましたが、本年2月23日付で北海道知事より社会福祉法人の認可がございました。また、同月27日には法人登記が終了いたしましたことから、4月1日より、実質は4月2日からではあります。社会福祉法人あいの杜相内保育園として運営がスタートすることとなりましたので、ご報告させていただきます。

次に、北見市立南保育園であります。民間移管に向けて法人の公募を先月2月14日から2月27日の期間で実施いたしまして、2つの法人より応募がありました。選定の結果、社会福祉法人北見福祉会に決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

今後のスケジュールでございますが、平成24年度4月より新法人から南保育園に保育士を1年間派遣いたしまして引継ぎ保育を行い、同年中に新法人によって新園舎を建設いただきまして、平成25年度より新法人による運営が開始される予定となっております。

次に、追加案件の資料をごらんください。北見市一時預かり事業実施要綱の一部改正についてでございます。

1ページをごらんください。一時預かり事業は、保護者の断続的、短時間就労等による場合、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由による場合、または、保護者の心理的、肉体的負担を解消とするなどの場合において、一時的に家庭での保育を受けることが困難となる場合などに一時預かりを実施し、児童の福祉の増進を図ることを目的としております。

実施施設は、3ページ中段別表1のとおり認可保

育園の6園が実施しております。利用時間は保育園の開園時間同様、午前7時30分から午後6時30分でございます。1日の利用定員はおおむね10名程度となっております。利用料金はこれまで1日当たり1,200円でございます。近年、このサービスの利用者はふえてきており、特に3歳未満児の利用が増加しているところでございます。平成22年度実績では登録児童数426名、延べ利用人数は9,033名、平成21年度と比較いたしますと、登録児童数は33名減ったものの延べ利用児童数は1,071名の増となっており、1日当たり平均7.6名で定員に近い状態での利用が続いております。実施いただいている法人では利用が多く、特に先ほども申しましたが、3歳未満児の利用が全体の76%と非常に高い比率を占めておりますことから、人件費等が事業費を圧迫しているところでございます。

このことから、道内他市の状況と比較いたしましても本市の利用料金は一番低いほうでありますことから、法人で事業を今後も円滑に実施していただけるように新年度より利用料金を3ページ下段の別表2のとおり改定するものです。

また、保育士配置基準は現状の利用を踏まえ、これまで年齢区分がなかったことから3歳未満児、3歳以上児の年齢区分とし、利用時間を4時間未満と4時間以上の区分に分けてより利用しやすい区分としたものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひます。

○（熊谷委員） 南保育園の受託法人の関係について、あくまでも私どもは南保育園の民営化には賛成できないという立場は前提としてありますけれども、とりあえず伺いたいのは、前に2つほどの法人から公募に対する応募があったというふうに聞いていたのですが、ここに決定するに当たってどういう基準でいわゆる選定をしたのか、そしてどういうことで

社団法人北見福祉会が選定されたのかということについて伺いたいと思います。

○（三樹課長） ただいまの熊谷委員のご質問にお答えしたいと思います。まず、せんだって福祉民生常任委員会でもお示ししておりますけれども、募集要領に基づきましてまず公募をさせていただきましたが、その選考方法の中で応募が2件以上の場合に選考いたしますという条件をつけて公募させていただきました。その結果、期間内に2法人から申請があったところでございます。それで、選考につきましてはプロポーザル方式で北見市受託法人選定委員会におきまして審査の上、決定したところでございます。選定委員は全部で11名で、審査基準項目を設けまして、各選定委員に最終的に採点をいただきまして、総合得点の高い法人に決定させていただいたものでございます。

以上です。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

---

午後 3時07分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（五十嵐室長） それでは、北見赤十字病院改築支援事業補助金に関する協定についてご報告させていただく前に、日本赤十字社から報告がございましたので、報告させていただきます。

本年3月27日に開催されました理事会第1回におきまして、北見赤十字病院改築工事を平成24年度から実施することが承認されたということのご報告が

ありました。また、改築工事の発注に関し、地元企業の入札等の参加についての要望していたところですが、それに対しましては、ご要望を十分踏まえ入札要件等を公告することとしておりますということでご報告がありましたので、ここにご報告させていただきます。

続きまして、北見赤十字病院改築支援事業補助金に関する協定についてであります。さきの第1回定例会で同病院の改築支援事業補助金の決定をいただいたところですが、事業費及び国、道の補助金が現時点では予定額であることから、補助金の確定などについて3月28日付で同病院と協定を締結したところでございます。

詳細につきまして、担当主幹からご説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○（徳田主幹） それでは、北見赤十字病院の改築について、昨日同病院と北見赤十字病院改築支援事業補助金に関する協定書を締結いたしましたので、ご報告させていただきます。

資料1ページをお開きください。補助対象経費としましては、平成22年度の覚書に基づき調査、計画設計、工事、その他工事、什器備品費の一部を除く設備整備に要する経費といたしました。補助金は、平成22年度債務負担行為を含め60億円を限度とし、PET-CT、ヘリポート、救急ワークステーション整備事業に対する補助金については2億6,100万円とし、オホーツク圏市町村補助金を定額とすることから、北見市分となった1億5,000万円を含めて定額といたしました。補助期間は平成22年度及び平成23年度の補助金を除き、平成24年度から平成27年度までとし、補助金の確定方法は補助対象経費から新たに取組む事業に該当する補助対象経費並びに国庫補助金、道補助金、オホーツク圏市町村補助金及び地域医療再生基金を除いた額に2分の1を乗じて得た額とし、道の補助金に関しては予定していた額が補助決定されるものとみなし、最終的にその額

に満たない場合は、北見赤十字病院の負担といたしました。

次に、2ページには経費の配分の変更、端数計算、協定書に定めのない事項について記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） 3月27日に日本赤十字社の理事会で決定されて、3月28日にその協定が交わされたということで、その27日の理事会の決定は要するにこういう協定書が交わされるということを前提として理事会の審議にのったのかということが、まず1つ。

それから、この補助の中身のことで前の予算委員会なり福祉民生常任委員会でもいろいろ議論になったところですが、第4条の①で、補助対象額から新たに取組む事業並びに国庫補助金、道補助金、オホーツク圏市町村補助金及び地域医療再生基金の額を除いた額に2分の1を乗じた額となっていますけれども、ここでいうオホーツク圏市町村補助金というのは、3億5,000万円ということなのでしょうか、5億円なのでしょうか。そこについてお聞きします。というのは、これ3億5,000万円だと当初そちらから出てきた支援計画の中で言っている57億3,900万円ですか、それで第4条の②にある2億6,100万円の新たなものと合わせて60億円ということになるわけですが、これがそうではなくて北見赤十字病院が要請したように北見市を含めて5億円ということになると、計算が少し違ってそこでもう58億何千万円という額になってしまうのです。ですから、そのところについて確認をしたいというふうに思います。

それから、新たに取組む事業については2億6,100万円、ほかの部分は除く2分の1という決め方ですけれども、これは2億6,100万円ということで、いわゆる固定的なものです。この場合、例えば前に予算委員会か何かで聞いたと思うのですが、入札等の結果実際にその経費がそこまでかからなか

った場合の扱いですが、新たな事業についてはどうなるのですか。要するに、既存の計画の部分については、例えば入札等の結果で安くなれば北見赤十字病院と北見市の負担の比率で、その分下げるというふうになっていますけれども、この2億6,100万円はどのようなふうになるのかということについてお聞きをしたいと思います。

○（高橋委員） 前段、日本赤十字社本社から報告があったということをお話でいただいたのですが、これは理事会の決定を受けて、そして北見市に対して口頭でそういう話があったのか、それとも何らかの文書があるのか、まずそこを聞かせてください。

○（徳田主幹） 熊谷委員のご質問にお答えいたします。まず、オホーツク圏市町村補助金についてでございますが、前回予算委員会でご報告いたしましたとおり、当初の改築構想に関する事業費の補助金として、北見市を除く市町村の額を3億5,000万円ということで計上しております。それと、2億6,100万円の定額についてでございますが、先ほども申しましたが、オホーツク圏市町村補助金の3億5,000万円は、入札があっても固定とするという考えでございます。それに対する北見市の分といたしましても、入札で差金が生じても定額で補助したいということでございます。

○（五十嵐室長） まず、熊谷委員からありました協定と理事会の関係でございますけれども、協定をすることで理事会の決定を得たということではございません。協定はあくまでも今後平成24年度から平成27年度までの4年間にわたって補助金の支出があるということと、今後国の補助金、道の補助金はまだ予定額であること、それから事業費そのものも入札執行してみないと結果が出てこないという意味で、どのように今後確定をしていくかということを取り決めさせていただいたということでございます。

それから、高橋委員からありました日本赤十字社からの報告は口頭か文書かということでございます

けれども、これにつきましては文書でいただいております。

以上でございます。

○（高橋委員） 文書でいただいているということだったので、特に委員会に提出しても差し支えないのであれば、後ほどでもいいのですけれども、日本赤十字社本社から来た話ですから、取り計らいをよろしくお願いします。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

---

午後 3時21分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、求められた資料につきましては、委員の皆様方にお配りをさせていただきました。

それでは、改めて質疑のある方は発言願います。

○（鍵水委員） 外部からいただいた資料に質疑するつもりはありませんけれども、このたびは、北見赤十字病院改築事業に対し過分なるご支援をいただき厚く御礼申し上げます、とあるのですけれども、当市はどんな支援のご通知を赤十字病院に差し上げたのですか。むしろ、その文書のほうが確認したいぐらいです。

○（徳田主幹） 鍵水委員のご質問にお答えいたします。日赤本社に対しましては、議会の議決証明、独自要件の議決証明についてお送りしております。

以上でございます。

○（鍵水委員） 相手方は議決証明でご支援をいただいたと認識し、その後に協定をしたという手順ですね。ちょっとあまり流れがよくないのです。流れがよくないというか、相手は議決でお受けしたということで、それに基づいて協定をしたと。協定をして初めて確定をしたのかと。そうではないですか、これを委員会に報告するということは、手順として、これは双方信頼のもとに動いている約束事ですから、疑義はないのですが、協定が後手になって議決書で

相手方がお受けしたという認識でおられるということについて、これが流れだとすれば、協定がそのときになされていてもよかったのではないかと。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

---

午後 3時28分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（五十嵐室長） 樋水委員のご質問にお答えいたします。日本赤十字社本社の理事会につきましては、先ほど主幹からお答えしましたが、議決証明をもって承認の資料とさせていただくということで、本社と打ち合わせができてございます。本社と理事会の中で工事の決定がございまして、実際工事を実施するに当たり、その工事に対する補助金ということが来年度すぐ発生するというので、最終的な補助金の確定方法について北見赤十字病院院長と協定を結んだものでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○（熊谷委員） 確認なのですが、日本赤十字社本社があって、北見市の赤十字病院などそれぞれ地域の病院がありますね。例えば、言葉は悪いですが、出先機関といいますか、そういうところがこういう協定を結ぶという権限があるのかというのが、少々私は疑問なのですが、あくまでも工事そのものの発注権とかは全部日本赤十字社本社なのでしょう。それからいうと、なんか少々形として整っていないという気がするのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

---

午後 3時31分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（五十嵐室長） 熊谷委員のご質問にお答えします。我々が押さえている部分で申しわけないのですが、北見赤十字病院改築の内部規定もございまして、確かに発注は日本赤十字社の発注ではございますけれども、そのしきりの計画については、病院独自で任されているというふうに聞いております。ですから、北見市の補助金、ほかに国、道のものもありますけれども、この補助金等については病院の資金計画に入るというふうに私たちも理解しているところでございます。

以上でございます。

○（熊谷委員） 今まで、国等の補助金を除いた2分の1の支援と、それからもう一つ、土地の無償貸与の話が覚書としてあったわけですが、そのうち、支援については今回のこの協定書ということになっているのですけれども、では覚書の扱いはどのようなのかということをお聞きしたいと。

○（五十嵐室長） 覚書につきましては、補助金とそれから貸与という2点の支援事項について定めてございますけれども、補助金につきましては今回議決をいただいたということで、議会の同意を得る、あるいは契約で効力を発生するとうたっていますので、補助金については議会の同意を得たということでございます。

また、無償貸与、土地の貸与につきましては、今後貸与契約ということになると思いますが、所管につきましては、まだ総務部所管というふうに私どもは思っておりますけれども、今後両方で貸与契約をすることで覚書の効力を発すると、逆にその時点で覚書については、言うなれば証明されるということになるのかというふうに思っております。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で地域医療対策室からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 3時33分 休 憩

---

午後 3時34分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 3時34分 閉 議

---